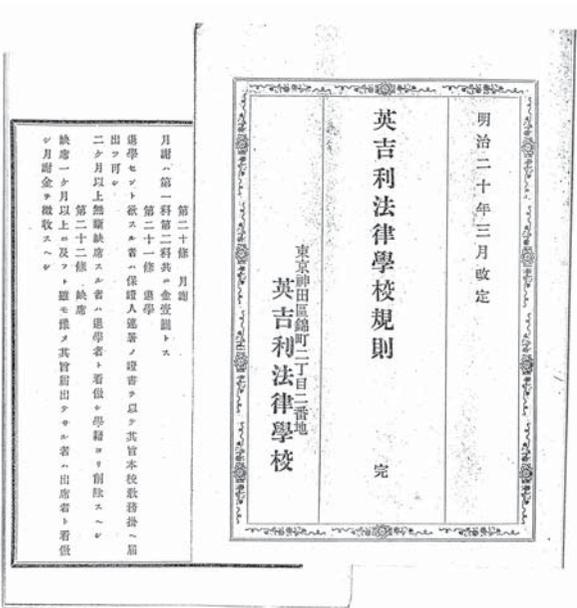


英吉利法律学校の学費

英吉利法律学校の学則によると、同校に入学するためには、年齢が十八歳以上の男子で小学校全科卒業以上の学力が必要とされ、さらに読方・作文・書取の試験に合格しなければならなかった。

英吉利法律学校に入学した新入生たちは、まず「東脩」として金一円を納めた。「東脩」とは、入門に際して師に贈呈する礼物のことであるが、この時期には「お金」で支払うことが通例となっており、現在の「入学金」と同義になっていた。また、「東脩」とは別に、一カ月一円の「月謝」納入も義務づけられており、生徒たちは毎月一日に「月謝」と引替えに「聴講券」を受け取り、講義を聴講した。ただし、授業のない八月は「月謝」も免除されているため、合計で一円が現行の年間授業料にあたり、これに「東脩」を加えた一二円が初年度納入金となる。ちなみに、一八八七（明治二十）年頃のかげそばの値段は一杯一銭であったから、英吉利法律学校の



1887年3月改定の学則

なる。また、明治法律学校では、八四年四月に東京法学校が神田小川町に移転して来たため、それへの対抗として一円であった「月謝」を一時的に四〇銭まで引き下げているが、翌年度以降は初年度納入金一二円で一定して

月謝は、かけそば百杯分ということになる。

また、同校には、現在の通信教育にあたる「校外生制度」も設置されており、こちらは「東脩」五〇銭、「月謝」五〇銭とされているが、夏期休業にもなう「月謝」免除がないため、合計六円五〇銭が初年度納入金であった。

ところで、英吉利法律学校創立時の東京府下には、すでに専修学校（現専修大学）・東京法学校（現政法大学）・明治法律学校（現明治大学）・東京専門学校（現早稲田大学）という四つの私立法律学校が開校していたが、八七年頃の各校の学費をみると若干の差異があったことがわかる。たとえば、専修学校は「東脩」一円、「月謝」八〇銭（除八月分）、雑費にあたる「校費」が一〇銭とされており、合計で一〇円九〇銭が初年度納入金であった。同様に計算すると、四校中で最も学費の安かったのが東京法学校で、初年度納入金は九円八〇銭と

いる。

さらに、東京専門学校は、当初英吉利法律学校と同額であったが、八六年三月経営悪化の改善策として学費改訂を決定し、一円の「月謝」を一円八〇銭へと大幅に値上げすることによって、五校中で最高額の学費となっていた。すなわち、英吉利法律学校の学費は府下私立法律学校中のほぼ中間に位置していたといえる。そして、初年度納入金一二円という金額は、その後も一〇年余りは一定していたのである。

他方、東京府下には官立の法律学校として東京大学法学部もあり、同校は八六年三月に帝国大学法科大学へと改組されていた。そこで、学則にあたる「分科大学通則」により学費を算出すると法科大学には「東脩」がなく、一カ月の「授業料」は二円五〇銭とされている。ただし、七月・八月の夏期休業中「授業料」は免除されるため、初年度納入金は二五円ということになる。この金額は、私立法律学校の学費の約二倍に相当している。官学の半額ですむ学費の安さゆえに、前記の私学はその後「五大法律学校」として発展していったのである。